

枚方市におけるアスベスト対策について（報告）

平成18年2月

枚方市アスベスト対策会議

目 次

	ページ
1．はじめに	1
2．これまでの経過	1
3．対応の状況	2
（1）庁内体制の確立	2
（2）市民への情報提供	2
（3）指針の策定	3
4．市有施設等に対する調査の実施（吹付けアスベスト関係）	3
（1）実施方針	3
（2）調査の対象	4
（3）調査の結果	4
5．対策等の実施	5
（1）市有施設等に対する対策	5
（2）アスベスト緊急肺がん検診	6
（3）一般環境大気中のアスベスト濃度調査	6
（4）民間事業者に対する調査・指導	6
（5）相談等への対応	7
6．今後の対応	8
（1）市有施設等のアスベスト含有吹付け材に対する対策	8
（2）民間建築物への対応	8
（3）建築物の解体等の作業を伴う建設工事に対する指導	9
（4）健康問題への対応	9
（5）相談等への対応	9
資料 - 1 アスベスト含有吹付け材が確認された市有施設等	10
資料 - 2 アスベスト含有吹付け材が確認された市有施設等の対策	12
資料 - 3 (1) 市有施設の吹付けアスベスト等に係る飛散防止に関する指針	13
資料 - 3 (2) 市有施設における吹付けアスベスト等に係る飛散防止対策フロー	15

1. はじめに

平成 17 年 6 月末に、尼崎市内のアスベスト製品製造工場から発表された、従業員や工場周辺住民の健康被害報道を契機として、吹付けアスベストの使用や解体工事時のアスベスト飛散による健康被害が改めて注目され、本市にも市民からの問い合わせが寄せられるようになった。

本市では、このアスベスト問題を緊急に対応すべき危機管理事案であると判断して、関係課長による緊急会議を招集し、8 月 3 日に庁内に危機管理担当参事を座長とする「枚方市アスベスト対策会議」を設置した。

さらに、市民からの問い合わせに対応するための相談窓口を開設するとともに、本対策会議を中心として、学校園を含む市有施設（以下「市有施設等」という。）を対象に吹付けアスベスト等の使用実態調査を行い、アスベストの使用が判明した施設については、引き続いてアスベストの飛散状況を把握するための空気濃度調査を実施した。

また、吹付けアスベストが確認された施設について囲い込みや除去工事を実施するなど、健康被害を最小限に抑えるための対策を講じてきた。

本報告は、この間のアスベスト問題に対する本市の対応や、引き続いて実施すべき対策について取りまとめたものである。

2. これまでの経過

昭和 62 年 学校園については、文部省（当時）の通達を受け、学校園における使用実態調査を実施し、昭和 63 年に吹付けアスベストの使用が確認された 1 校（教室）で除去。

他の市有施設でも、市庁舎別館など 8 施設で除去。除去が困難な 1 施設については囲い込みを行い、その後定期的な環境調査を実施。

平成 17 年

6 月 30 日 尼崎市内のアスベスト製品製造工場における従業員等及び工場周辺住民の、アスベストによる健康被害に関する報道がされる。

7 月 20 日 庁内関係課により対応を協議。

8 月 3 日 庁内に関係課により構成する「枚方市アスベスト対策会議」を設置。

8 月 4 日 市ホームページにアスベスト問題に関する情報を掲載し、市の相談窓口などに関する情報提供を開始。

以後、一部の吹付け材にも僅かながらアスベストの含有が判明したことから、市有施設等について吹付けアスベスト等の使用実態調査（以下「実態調査」という。）を行い、含有が確認された施設について、順次対策を実施した。

また、アスベストの使用が判明した機器の取替え、大気中のアスベスト濃度測定、緊急肺がん検診の実施など、所要の対策を進めた。

3. 対応の状況

(1) 庁内体制の確立

市有施設等の実態調査の実施、民間建築物に対する指導などの安全対策を推進するとともに、市民への相談窓口の開設など、関係部署が連携して対応を行うための情報の共有と庁内体制の確立を図ることを目的として、平成 17 年 8 月 3 日に「枚方市アスベスト対策会議」を設置した。

構成課

企画課 総務管理課 危機管理室 産業振興課（消費生活センター）
健康総務課 保健センター 環境総務課 環境公害課 減量総務課
建築課 監察課 教育施設課（危機管理担当参事） 取りまとめ

(2) 市民への情報提供

市ホームページ

市民に対し、いち早く最新の情報を提供するため、市ホームページに情報を掲載した。

なお、当分の間、情報を更新しながら、掲載を継続する。

表 - 1 市ホームページへの主な掲載内容

主な掲載内容
・対策会議の設置、市有施設等の吹付けアスベストの実態調査実施、相談窓口の設置（8月4日）
・「建築物の吹付けアスベスト等の対策について」パンフレット作成（9月2日）
・学校給食調理場のアスベスト対策、一般環境大気測定局（王仁公園局）アスベスト対策工事完了、大気中のアスベスト濃度調査予告（9月28日）
・市有施設等の実態調査中間報告（10月3日）
・緊急肺がん検診実施予告（10月25日）
・禁野保育所の対策工事予告、大気中のアスベスト濃度調査結果（11月1日）
・市有施設 11 箇所のアスベスト含有判明し、空気濃度調査実施予告（11月11日）
・市有施設 11 箇所の空気濃度調査の結果すべての施設で基準値以下、緊急肺がん検診に 83 人が受診（12月15日）
・学校園の追加実態調査結果（1月13日）

広報ひらかた

「広報ひらかた」（月 1 回全戸配布）により、対策の進捗状況等を報告した。

表 - 2 広報ひらかたへの掲載記事

発行月	記事内容
平成 17 年 9 月号	「アスベスト対策 対策会議を設置し、相談窓口を開設 学 校園や関係施設で実態調査を実施」
1 1 月号	「アスベスト調査を実施し、対策に全力」 ・市有施設 2 か所で含有が判明 ・緊急肺がん検診（11 月 25 日に保健センター）
1 2 月号	「アスベスト調査 含有が判明した 11 施設で空気調査を実 施」 ・禁野保育所で除去工事（旧明倫幼稚園を活用し保育） ・室内空気中のアスベスト濃度測定で飛散状況をチェック
平成 18 年 1 月号	「アスベスト調査 空気調査は基準値以下」

市議会・マスメディア等への情報提供

対策の進捗状況等について、適時、市議会への報告並びにマスメディアなどへの情報提供を行った。

パンフレットの作成・配布

建築物の吹付けアスベスト等に対する適切な対応方法等について解説したパンフレット「建築物の吹付けアスベスト等の対策について」を作成し、担当部署の窓口において配布した。

(3) 指針の策定

市有施設等におけるアスベスト等の飛散防止対策の方針として、「市有施設の吹付けアスベスト等に係る飛散防止に関する指針」(以下「指針」という。)を策定し、平成 17 年 11 月 22 日に施行した。

4 . 市有施設等に対する調査の実施 (吹付けアスベスト関係)

(1) 実施方針

アスベストの含有の可能性のある吹付け材の使用状況について、全ての市有施設等を対象に、設計図書の調査及び現場調査を実施。

により使用が確認できた施設について、試料を採取し専門機関に分析を依頼。

の分析の結果、吹付け材にアスベストの含有が判明した施設について、室内空気中のアスベスト濃度調査を実施 (ただし、閉鎖施設は除外)。

室内空気中のアスベスト濃度調査の結果、一定以上飛散 (1 ㎡あたり 1 本以上) がみ

られた場合、必要な緊急措置を実施。

(2) 調査の対象

学校園関係 75 施設及び学校園以外の市有施設 210 施設を対象に、アスベスト含有の可能性のある吹付け材の確認調査を実施した。

(3) 調査の結果

確認調査の結果、学校園関係 40 施設及び学校園以外の市有施設 47 施設に対し、アスベスト含有の可能性のある吹付け材について試料を採取し、分析を実施した。

その結果、学校園関係 2 施設及び学校園以外の市有施設関係 14 施設の、計 16 施設でアスベストの含有が判明した。

これらのうち、14 の施設について室内空気中のアスベスト濃度調査を行い、いずれも飛散は認められないとの結果を得た。

なお、平野小学校給食調理場（ボイラー室）及び一般環境大気観測局王仁公園局の 2 施設については、吹付け材の状態を考慮し緊急な対応が必要と判断して対策を実施した。

表 - 3 調査対象施設数

区分	調査対象施設数	試料採取施設数	含有施設数
学校園関係	75	40	2
学校園以外の市有施設	210	47	14

5. 対策等の実施

(1) 市有施設等に対する対策

アスベスト含有吹付け材に対する対策

アスベスト含有吹付け材の使用が確認された施設のうち、次の2施設について対策を実施した。

ア 平野小学校給食調理場（ボイラー室）

ボイラー室の鉄骨柱及び梁部分にアスベスト含有吹付け材の使用が確認されたため、施設を一時閉鎖して対策工事（除去）を実施した。

イ 一般環境大気測定局 王仁公園局

入口軒及び倉庫室の天井と測定機器室の天井裏にアスベスト含有吹付け材の使用が確認されたため、対策工事（囲い込み）を実施した。

禁野保育所に対する対応

市立禁野保育所については、玄関等の屋根裏にアスベスト含有吹付け材が断熱材として使用されていることを把握していたが、天井で囲われているため飛散の可能性は少ないとの判断で、定期的な室内空気中のアスベスト濃度調査を実施しながら、使用を継続してきた。

平成17年10月に実施した調査で、室内の濃度が1リットル中2.8本検出された。

このため、安全性を考慮し除去工事を行うため、施設を一時閉鎖し、工事期間中については、平成15年に閉園した旧市立明倫幼稚園の施設を活用して保育を継続した。

なお、屋根裏に確認されていたアスベスト含有吹付け材の除去工事は、平成17年12月22日に完了し、12月24日から保育を再開した。

学校給食調理場におけるガス回転釜の撤去及び取替え

学校給食調理場で使用しているガス回転釜12台に、アスベストを含んだ非飛散性の断熱材が使用されていたことが判明した。飛散する恐れはないが、平成17年10月14日までに撤去及び取替えを完了した。

市立市民病院における対応

市立市民病院は、平成3年から11年にかけて、6箇所についてアスベスト含有吹付け材の除去を実施してきた。今回さらに、全館についてアスベスト含有吹付け材の使用状況を調査した結果、南館玄関アプローチ等の天井裏（囲い状態）で1パーセント以上の含有が、また、それ以外の一部に1パーセント未満の含有が認められた。

なお、これらのアスベスト含有が認められた施設について空気濃度調査を実施した結果、一定以上の飛散は認められなかった。

今後、改修時などに除去することとし、定期的な空気濃度調査を行い、飛散状況を監視していく。

(2) アスベスト緊急肺がん検診

本市及び大阪府枚方保健所により、市内在住の40歳以上のアスベスト関係者(アスベストを扱う職場に勤務していた人等又はその家族、アスベスト工場等の周辺に住んでいた人)を対象に、平成17年11月25日及び12月13日に緊急肺がん検診(無料)を実施した。実施にあたっては、市ホームページ及び広報ひらかた11月号で周知した。

83人が受診され、精密検査が必要との結果が出た受診者に対し、専門機関への受診を勧奨した。

(3) 一般環境大気中のアスベスト濃度調査

平成17年9月29及び30日に、市内の一般環境大気測定局4地点で、一般環境大気中のアスベスト濃度調査を実施した。

各地点における2日間のアスベスト濃度の平均値は、0.07~0.14本/リットルの範囲にあり、4地点の平均値は0.10本/リットルであった。

なお、この値は、世界保健機関(WHO)の環境保健クライテリア()と比べて十分低い濃度であった。

世界保健機関(WHO)の環境保健クライテリア

世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本~10本/リットル程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。

表 - 4 大気中のアスベスト濃度調査結果

調査地点	アスベスト濃度(本/リットル)		
	9月29日	9月30日	平均値*
枚方市役所局(大垣内町2-1-20)	0.14	0.14	0.14
王仁公園局(王仁公園1-1)	0.13	0.04	0.07
楠葉局(楠葉並木2-29-3)	0.09	0.14	0.11
香里局(香里ヶ丘9-3)	0.04	0.14	0.07
枚方市内平均値	0.09	0.10	0.10

* 幾何平均値

(4) 民間事業者に対する調査・指導

民間建築物に対する調査

国土交通省住宅局建築指導課長の依頼に基づき、大阪府の指導のもと、平成17年8月、9月及び11月に、市内の民間建築物における吹付けアスベスト等の使用状況等を把握するための調査を実施。昭和31年頃から平成元年までに建築された建築物で、延べ床面積が1,000㎡以上のもの952件を対象として、露出している吹付けアスベスト等の使用状況、除去等の対策の状況等についてアンケートを行った。

(回答624件 回収率65.5%)

文部科学省及び厚生労働省の調査対象となっている民間建築物（私立学校、医療法人等の病院、社会福祉法人等の福祉施設など）、鉄道施設等については対象外

枚方市公害防止条例対象工場等に対するアスベスト使用状況調査

枚方市公害防止条例対象の 732 工場等に対して、アスベスト使用作業の状況と建築物への吹付け材の使用状況についての調査を実施した。

その結果、15 工場で過去に使用作業（アスベスト含有部品等の使用を含む。）があり、89 工場等で吹付け材の使用（アスベスト含有を確認していないロックウール等を含む。）があった。

建築物の解体等の作業を伴う建設工事に対する指導

建築物の解体等の作業に伴うアスベストの飛散を防止するため、大気汚染防止法により、一定の要件を備える建築物を対象に、届出と作業基準の遵守が義務付けられている。

工事の施工者に対して、作業基準の遵守の徹底を指導するとともに、北大阪労働基準監督署と合同で吹付けアスベストの除去作業時に立入検査を行い作業基準の遵守状況の確認を行った。また、アスベスト飛散防止等の実施内容を作業現場に掲示するよう指導した。

さらに、大気汚染防止法の規模要件以下の吹付けアスベストの除去作業を実施する工事の施工者に対して、適切な飛散防止対策を講じるよう指導した。

（ 5 ）相談等への対応

アスベスト問題に関する市民からの相談等に対し、各担当部署が窓口となって対応にあたった。なお、担当部署及び連絡先については、市ホームページ及び広報ひらかたにより周知した。

平成 18 年 1 月末までの相談等の件数は約 330 件で、建築資材への使用や解体工事中の建物における含有の有無など、アスベストの使用やその飛散に対する不安を背景とした相談等が多く寄せられた。

表 - 5 アスベスト問題に対する相談等の件数

平成 18 年 1 月 31 日現在

部署名	件数	相談等の主な内容
市民相談課	11	(相談窓口として対応)
消費生活センター	27	・建物の断熱材、建材、生活用品への使用の有無について ・労災申請に関する問い合わせ
保健センター	40	・アスベスト関係の仕事に従事していたことへの心配 ・緊急肺がん検診の問い合わせ ・アスベストの体への影響・予防法について
福祉総務課	1	・施設へのアスベスト使用状況に関する問い合わせ
子育て支援室	6	・保育施設等でのアスベスト使用の有無に関する問い合わせ
環境総務課	2	・アスベストの空気濃度調査について
環境公害課	86	・解体中建物のアスベスト含有の有無について ・公共施設や店舗等の駐車場への安全性について
減量総務課	11	・自宅の断熱材の廃棄方法について ・事業をしていた時の機材の石綿部分の廃棄について
建築課	3	・親族の死因への疑問、駅前駐輪場の対応について
監察課	135	・自宅建築資材への使用の有無について ・分析機関・除去工事等に関する問い合わせ
教育施設課	7	・学校建物及びその工事への心配 ・校舎におけるアスベストの使用状況の相談
合計	329	

6. 今後の対応

(1) 市有施設等のアスベスト含有吹付け材に対する対策

実態調査の結果によりアスベスト含有吹付け材の使用が確認された市有施設等について、適切な対策を講じるため、指針に基づき判定を行った。(判定結果は資料 - 1 参照)

この判定結果に基づき、順次、各施設所管部署において除去など必要な飛散防止対策を実施する。

(2) 民間建築物への対応

アスベスト等の使用状況等に関する調査結果を基に、露出してアスベスト等の吹付けがされている建築物の所有者に対し、適切に対処するよう啓発を継続する。

(3) 建築物の解体等の作業を伴う建設工事に対する指導

アスベストが使用されている建築物の解体等の作業によるアスベスト粉じんの飛散を防止する措置を拡充・強化するため、大気汚染防止法施行令及び施行規則が改正され、対象となる建築材料及び作業の範囲が拡大される。(平成18年3月1日施行)

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例が改正され、新たに建築物等の解体等の作業からのアスベストの飛散防止を目的として事前調査の実施、届出、敷地境界基準の遵守などが義務付けられた。(平成18年1月1日施行)

これら法令に基づき、解体工事等の施工者に対する指導を徹底していく。

(4) 健康問題への対応

市民健康診査の一環として市内の医療機関及び保健センターで実施している「肺がん検診」(内容：胸部レントゲン検査、問診 対象：40歳以上の市民で、職場等で検診の機会がない方 費用：300円)を継続するとともに、相談等に対しては適切に対応していく。

(5) 相談等への対応

市民・事業者からの相談等については、引き続き、各担当部署が窓口となって対応するとともに、必要に応じ国・府の機関と連携して対応する。

アスベスト含有吹付け材が確認された市有施設等

(学校園関係)

	施設名称	使用箇所(使用材料)	状況	室内空気中のアスベスト濃度		判定
				測定結果	測定場所	
1	平野小学校給食調理場	ボイラー室の鉄骨柱・梁(ロックール)	露出	<「除去」工事実施済み>		
2	蹉跎東小学校	管理棟の増築用階段屋根(ひる石)	囲い ²	検出せず	階段室付近	C

(学校園以外)

	施設名称	使用箇所(使用材料)	状況	室内空気中のアスベスト濃度		判定
				測定結果	測定場所	
1	黒田川第2ポンプ場	ポンプ場・電気室の天井・壁(ロックール)	露出 ¹	検出せず	ポンプ室・電気室	A
2	宮之阪保育所	屋根裏(ロックール)	囲い ¹	検出せず	遊戯室 他10か所	C
3	市役所本館別館渡り廊下	天井裏(ロックール)	囲い ¹	検出せず	2階・3階・4階各廊下	C
4	津田支所	2階廊下・応接室の天井裏(ロックール)	囲い ¹	検出せず	2階廊下・応接室・第1会議室	C
5	水道局庁舎	1階機械室の天井(ロックール)	露出 ¹	閉鎖場所		D
		4階機械室の天井(ロックール)	露出 ¹	検出せず	4階機械室	A
6	津田低区配水場	配水池バルブ室の天井(ロックール)	露出 ¹	検出せず	配水池バルブ室	A
7	百済寺跡収蔵庫	天井(ソノライト)	露出 ¹	検出せず	収蔵庫	B
8	職員会館	1階事務所の天井(スフライト)	露出 ²	検出せず	1階事務所	B
		2階喫茶コーナーの天井(スフライト)	露出 ²	検出せず	2階喫茶コーナー	B
9	北部支所	階段室の天井(ひる石)	露出 ²	検出せず	階段室	B
10	菊花寮	事務室・廊下・トイレの天井(ロックール)	露出 ²	検出せず	事務室・廊下・トイレ 他6か所	B
11	穂谷川清掃工場旧管理棟	1階倉庫の天井(スフライト)	露出 ²	検出せず	1階倉庫	B
12	一般環境大気測定局 王仁公園局	入口軒・倉庫室の天井(ロックール)	露出	<「囲い込み」工事実施済み>		
		測定機器室の天井裏(ロックール)	囲い			

(つづく)

13	すぎの木園		多目的室・食品庫・倉庫の天井(パ-ライト)	露出 ²	検出せず	多目的室	B
14	市民病院	南棟	1階玄関アプローチの天井裏(ロック-ル)	囲い ¹	0.38(本/㎡)	玄関アプローチ	C
		旧北棟	地下機械室・汽缶室の天井(ロック-ル)	露出 ²	検出せず	地階機械室・汽缶室	B
			地下階段室の天井(ロック-ル)	露出 ²	検出せず	地階 階段室	B
		C T棟	1階外来廊下の天井裏(ロック-ル)	囲い ²	検出せず	1階外来廊下	C
			2階医局廊下の天井裏(ロック-ル)	囲い ²	0.38(本/㎡)	2階医局廊下	C

注1. 学校園以外の各施設のうち 1~11は、11月8日現在で含有が判明していた。

2. 「状況」欄の「1」は白石綿の含有率が1%以上、「2」は白石綿の含有率が1%未満(労働安全衛生法・石綿傷害予防規則などの適用除外の吹付け材)であることを示す。

3. 「判定」欄の「A」~「D」は指針に基づく飛散防止対策の区分を示す。

アスベスト含有吹付け材が確認された市有施設等の対策

(学校園関係)

施設名称	状況	対 策
平野小学校給食調理場		(除去工事実施済み)
蹠跏東小学校	囲い	現状を維持し、改修工事のなかで除去

(学校園以外)

施設名称	状況	対 策
黒田川第2ポンプ場	露出	除去 それまでの間室内空気中のアスベスト濃度測定を継続
宮之阪保育所	囲い	使用実態に鑑み速やかに除去
市役所本館別館渡り廊下	囲い	改修時などに除去 室内空気中のアスベスト濃度測定を継続
津田支所	囲い	改修時などに除去 室内空気中のアスベスト濃度測定を継続
水道局庁舎	1階機械室天井	露出 除去
	4階機械室天井	露出 除去
津田低区配水場	露出	除去
百済寺跡収蔵庫	露出	囲い込み又は除去
職員会館	1階事務所天井	露出 現状を維持し、室内空気中のアスベスト濃度測定を継続
	2階喫茶コーナー天井	露出 現状を維持し、室内空気中のアスベスト濃度測定を継続
北部支所	露出	現状を維持し、室内空気中のアスベスト濃度測定を継続
菊花寮	露出	現状を維持し、室内空気中のアスベスト濃度測定を継続
穂谷川清掃工場旧管理棟	露出	現状を維持し、室内空気中のアスベスト濃度測定を継続
一般環境大気測定局 王仁公園局		(「囲い込み」対策済み 室内空気中のアスベスト濃度測定を継続)
すぎの木園	露出	現状を維持し、室内空気中のアスベスト濃度測定を継続
市民病院	南棟(1箇所)	囲い 改修時などに除去 室内空気中のアスベスト濃度測定を継続
	旧北棟(2箇所)	露出 現状を維持し、室内空気中のアスベスト濃度測定を継続
	C T棟(2箇所)	囲い 改修時などに除去 室内空気中のアスベスト濃度測定を継続

市有施設の吹付けアスベスト等に係る飛散防止に関する指針

(趣旨)

第1 この指針は、枚方市が保有する施設における吹付けアスベスト等の使用実態調査及び分析調査の結果、吹付けアスベスト等の使用が認められた施設(以下、「対象施設」という。)について本市が実施する飛散防止対策(以下、「防止対策」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この指針において「吹付けアスベスト等」とは、吹付けアスベスト並びにアスベストを含有する吹付けロックウール、吹付けひる石及びパーライト吹付け等の吹付け材をいう。

(判定の実施)

第3 対象施設における吹付けアスベスト等が使用されている場所については、その状態ごとに次の判定基準に基づき判定を実施するものとする。

- (1) A判定 吹付けアスベスト等が露出した場所で、その状態が不安定なもの
- (2) B判定 吹付けアスベスト等が露出した場所で、その状態が安定したもの
- (3) C判定 天井裏又は仕上材等で囲まれた場所で、吹付けアスベスト等が確認されたもの
- (4) D判定 閉鎖した施設で吹付けアスベスト等が確認されたもの

(判定区分に応じた対策)

第4 第3の規定に基づき判定区分した対象施設の場所については、次の表に定めるところにより防止対策を実施するものとする。

区 分	防 止 対 策 の 内 容
A判定の場所	施設の状況に応じた除去、囲い込み又は封じ込めのいずれかの対策の早急な実施
B判定の場所	定期的な空気中のアスベスト濃度測定の実施及び吹付けアスベスト等の良好な状態の維持保全。ただし、利用者が接触するなどにより吹付けアスベスト等が損傷するおそれのある場合又は損傷している箇所が見受けられる場合若しくは機械の振動等で吹付けアスベスト等が飛散するおそれがある場合は、施設の状況に応じて、除去、囲い込み又は封じ込めのいずれかの対策を早急に実施するものとする。
C判定の場所	(1) 囲い込みが施されている場所の定期的な空気中のアスベスト濃度測定の実施及び良好な囲い込み状態の維持保全 (2) 今後の施設の改修又は解体時に併せた吹付けアスベスト等の除去を基本とする対策の実施
D判定の場所	(1) 通常、人の出入りがない場合においては、現状の維持保全 (2) 今後の施設の再利用又は解体時に併せた吹付けアスベスト等の除去を基本とする対策の実施

(緊急措置の実施)

第5 A判定、B判定又はC判定の場所については、防止対策に先立ち、速やかに当該場所の空气中のアスベスト濃度測定を実施するものとし、その結果に応じて、当該場所の使用禁止等安全の確保のため必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この指針は、平成17年11月22日から施行する。

市有施設における吹付けアスベスト等に係る飛散防止対策フロー

